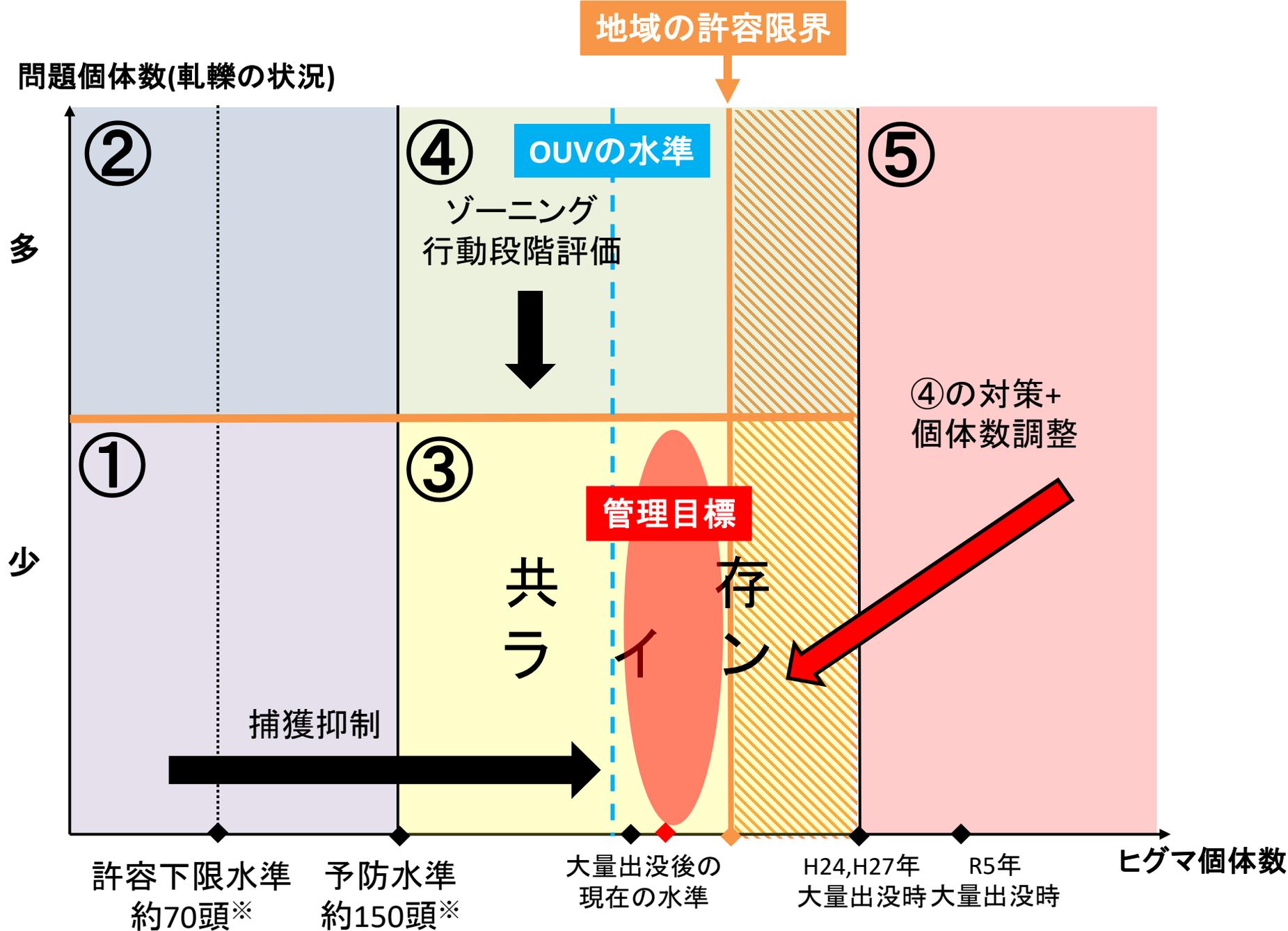


1.知床のヒグマ管理の考え方

委員協議案 241218

※北海道ヒグマ管理計画の管理指数に基づき算出



ゾーニング、行動段階に基づく対応内容

委員協議案 241218

叩き台	現行計画	①個体数水準； 予防水準以下 問題個体；少ない	②個体数水準； 予防水準以下 問題個体；多い	③個体数水準； 適正 問題個体；少ない	④個体数水準； 適正 問題個体；多い	⑤個体数水準； 超高密度
排除地域 ゾーン4	全て捕獲	全て駆除	全て駆除	全て駆除	全て駆除	全て駆除
防除地域 ゾーン3	行動段階2以上全て捕獲 行動段階1+以下も必要に応じて捕獲	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+以下は段階的駆除(5) バッファライン以北狩猟中止、以南は通常狩猟	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+以下は段階的駆除(2) 全域で通常狩猟	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+以下も必要に応じて駆除 全域で通常狩猟、 バッファライン以南 春期狩猟延長	行動段階2以上全て駆除、その他は原則駆除 全域で通常狩猟・春期狩猟延長	行動段階2以上全て駆除、その他は原則駆除 全域で通常狩猟・春期狩猟延長
緩衝地帯 ゾーン2 一般地域	行動段階2以上全て捕獲 行動段階1+は必要に応じて捕獲	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除 バッファライン以北狩猟中止、以南は通常狩猟	行動段階2以上全て駆除 行動段階1~1+は必要に応じて駆除 全域で通常狩猟	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除 全域で通常狩猟、 バッファライン以南 春期狩猟延長	行動段階2以上全て駆除、行動段階1+原則駆除 全域で通常狩猟・ バッファライン以南 春期狩猟延長	行動段階2以上全て駆除、行動段階1+原則駆除 全域で通常狩猟・春期狩猟延長
緩衝地帯 ゾーン2 遺産地域	行動段階2以上全て捕獲 行動段階1+は必要に応じて捕獲	行動段階2以上段階的駆除(2) 行動段階1+以下は追い払い	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+以下は追い払い	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は段階的駆除(2)	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除
核心生息地 ゾーン1 遺産地域	行動段階3は捕獲、 行動段階2までは基本的に追い払い、必要に応じて捕獲	行動段階3全て駆除 行動段階2は段階的駆除(2) 行動段階1+以下は追い払い	行動段階3全て駆除 行動段階2は段階的駆除(2) 行動段階1+以下は追い払い	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は段階的駆除(2)	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は段階的駆除(2)	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除
特定 管理地 遺産地域	行動段階2以上全て捕獲 行動段階1も必要に応じて捕獲	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は段階的駆除(5)	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は段階的駆除(2)	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は段階的駆除(2)	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除	行動段階2以上全て駆除 行動段階1+は必要に応じて駆除

個体群レベルが「極小」の段階(絶滅危機レベル)に至った恐れが見出された場合には、フレームワークの見直しを早急に行うものとする。

いずれの個体数水準の段階においても、アクションプランに基づき、誘引物管理の徹底、住宅地周辺の草刈り・電気柵等による防衛策の実施、事業者・利用者等への普及啓発等により、問題個体の減少をめざすための取組を継続。

ゾーニング、行動段階に基づく対応内容 委員協議案に関する説明

対応内容の内、環境省提示案から変更した部分は赤字とした。「全て駆除」は対象個体を確実に迅速に駆除すべきのもの。一方、「原則駆除」は駆除すべきであるが、面積・地形的に完璧を期すことは困難であり、駆除必要性も非常に高いものではないもので、できる限り駆除すべき対象として区分した。

管理上の対応（駆除や追い払いなど）に加えて、狩猟制度による対応を加えた。オチカバケ川及び春刈古丹川以北を遺産地域の個体群のバッファ地域と位置づけて、両河川のラインの南北で狩猟による捕獲努力量を変える案とした。ゾーン4については、ヒグマに対する狩猟は一般的には考えられないので記載していない。なお、春期の捕獲強化は現行の「春期管理捕獲」では、さまざまな制約が多く、十分に捕獲圧を高めることができないため、春期へ狩猟期間を延長する方式を採用した。

対応区分

- * 全て駆除 確実に駆除し、存在を許容せず。
- * 原則駆除 駆除可能なものは極力駆除する。
- * 必要に応じて駆除 安全上の**必要性が高いもの**は段階を踏まずとも駆除する
- * 段階的駆除(○) 効果的な非致命的対応が○回を超えると駆除
- * 追い払い 非致命的に問題箇所から排除

狩猟制度による対応

- * 狩猟調整ライン オチカバケ川及び春刈古丹川以北の一般地域(国立公園外・遺産地域外)を遺産地域のバッファと位置づけ、狩猟コントロールを行う。**両河川をバッファラインと呼ぶ。**
- * 春期狩猟延長 鳥獣保護管理法上可能な4月15日まで狩猟期間を延長する。
- * 通常狩猟 狩猟期間を通常の10/1～1/31までとする。

備考

- * 駆除と狩猟 駆除は管理上の捕獲として区別
- * 個体数少 絶滅の危険性が非常に高いレベルではないという想定。許容下限水準以上？
- * 個体群レベルが「極小」の段階(絶滅危機レベル)に至った恐れが見出された場合には別途検討が必要。

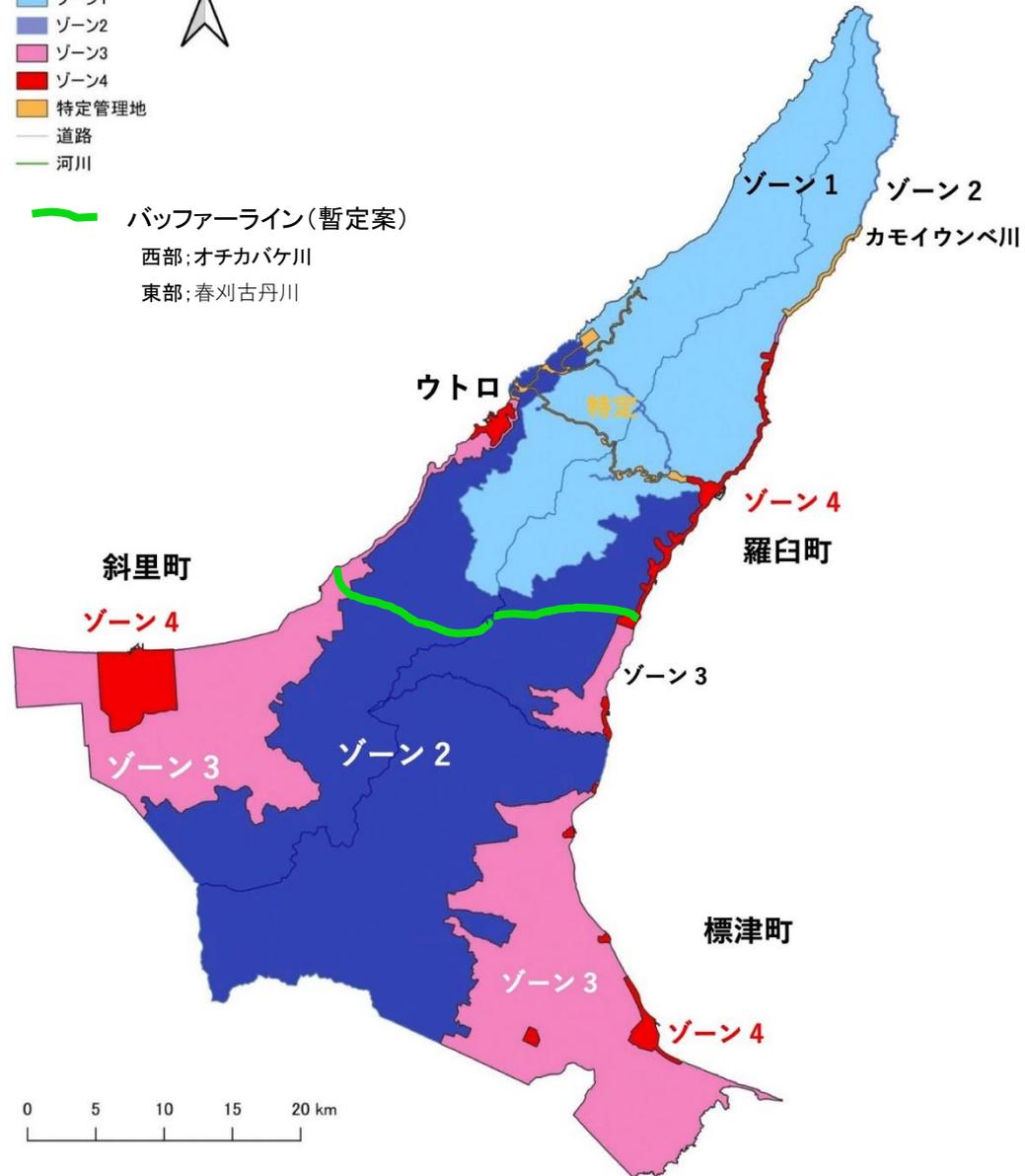
○ゾーニング図

凡例

- ゾーン1
- ゾーン2
- ゾーン3
- ゾーン4
- 特定管理地
- 道路
- 河川



バッファライン(暫定案)
西部:オチカバケ川
東部:春刈古丹川



(注 13) 詳細は付属資料 2 を参照。

2024 年 9 月 1 日一部改正